



魅力的なまちに

活力あるまちに

生き生きとした道路空間に

歩いて楽しい道路空間に



そして札幌らしい道路^{みち}づかいをするために



実践編

第4章 みち 道路づかいの実践

・活用するための重要ポイント	32
・活用Q & A	34
・活用までの基本的な流れ	36
・活用までの手続例～都心でのオープンカフェ	38
・活用する時に用意するもの	40

ここでは道路活用の際、最も気をつけなければならないポイントをご紹介します。

ポイント①

公共・公益性の確保

道路は公共空間ですから、その活用は、地域の方やその他交通関係者など、多くの人たちにとって意義あることが大切です。集客や交流促進、経済の活性化につながるなど、その活動が地域に還元されることで、多くの方の理解が得られやすくなります。



ポイント③

沿道地権者の合意

沿道地権者や住民、商店街に対して、事前に内容を説明し、合意を得ることが大切です。そのために、十分な準備期間をとりましょう。また、活用自体に市民や沿道の方の参加の機会を設けるなど、公共性・公平性を心がけることも必要です。



ポイント②

万全な安全対策と危機管理

交通規制がかかる場合などは警備員や交通整理員を配置し、歩行者の安全性、交通機能の確保などに万全を期しましょう。事故やトラブルは活用者自らの責任で解決を図ることになりますので、細心の注意で臨んでください。



ポイント④

広報PRが必要

道路を使用する場合は、周辺住民や運輸関係者のみならず、広く周知することを忘れてはいけません。特に、交通規制がかかる場合は迂回路や規制日時などを、看板やチラシ等で分かりやすくお知らせしてください。



ポイント 5

活用の質の向上

活用の質を向上させることも重要です。そのためには、市民による評価（アンケートや市民意見の募集等）を行うなど、市民ニーズにあった（公共性の高い）取組みへ発展させていくといった、創意工夫が必要です。



【コラム】活用の質の向上

パリでは、高名な舞台芸術家がストリートに出て、一般の市民も巻き込みながら野外劇を展開し、ストリートパフォーマンスの質の底上げをしています。また、国内他都市の施設では、芸術家や建築家がプロデューサーとなり、上質な空間づくりを行っています。活用の質を向上させるためには、こうしたプロとアマチュアの交流も必要です。

【コラム】収益の公共還元

交通管理者は、多様な経済活動が可能となるよう、道路使用許可に関し弾力的な運用を図る方向性を示しています。その条件として、地域の活性化につながることや、地域の合意に基づくこととしています。また、札幌市（道路管理者）では、現在のところ、道路活用によって得た収入は、開催経費に充て、それを超えた分については、公共へ還元（寄付等）することとしています。そのため、収支計画を明確にし、経理の透明性を保つことが必要です。

ポイント 6

活用の内容とまち並みの整合性

活用の内容とまち並みとの整合性も大事なポイントです。まち並みに合わない活用（例えば静かな場所で騒々しい音をならすなど）では、市民の理解が得られにくいでしょう。沿道の景観の特性に応じた活用メニューの検討が必要です。



道路活用の際のご質問にお答えします。

Q1
公共性・公益性の確保と
わかれてもイメージがわかない
のですが。

A1
道路空間は市民みんなの財産です。一人よがりの活用や営利を追求した活用では市民の理解は得られません。まちがにぎわう、休む場所が増える、まちの魅力が増すなど、沿道の人やまちを訪れた人から賛同を得られるような活用が公共性・公益性の確保につながります。また、企画案等に関して公募制を導入するなど、広く市民の参加を促進することも、公平性につながります。

Q2
地元の人とどれくらい話し
合いをすべきですか？
一人でも反対者がいると活
用できないのでしょうか？

A2
活用の内容によって、影響を受ける人や時間・範囲は異なります。影響を与えらると思われ
る地元の方と、時間の余裕を持って話し合いをして下さい。あらかじめ活用の趣旨をよく理解してもらい必要もありませんし、地元への悪影響を小さくするための対策案を検討したり、場合によっては、活用の内容（活用期間・範囲）を変更することも考える必要があります。できるだけ多くの方の理解を得ることが、活用の実現・成功につながることになります。

Q3
具体的な安全対策について
教えてください。

A3
交通規制がかかる場合は、現場付近での自動車の適切な誘導が必要です。看板等では十分な説明ができないため、誘導員を配置する必要があります。誘導員は、イベントの趣旨を十分理解し、クレーム等に的確に対応できる人（有資格者等）を配置しましょう。配置計画や誘導員の派遣については、民間警備会社に相談するのが良いでしょう。
また、人がたくさん集まるような場合は、会場内の警備も大切です。万一の事態に備えて緊急時の連絡体制図（当直医院、消防、救急、警察、札幌市、保険会社、活用責任者等の連絡先を記載）を作成し、誘導員、警備員、関係者に周知しましょう。

Q6
歩道の一部だけを使いたいのですが、許可が必要でしょうか？

Q5
活用の質を高めるといっているということ？

Q4
広報・PRはどのくらいすればいいの？

&

&

&

A6
通行止め等の規制がかからない場合でも、歩道を使用する場合は、道路占用許可（道路管理者への申請）と道路使用許可（交通管理者への申請）が必要となります。（36ページを参照）
また、歩道は歩行者の通行確保を最優先に、特に車イスなど障がいのある方の通行の妨げにならないようにしてください。（占用物は可動式としてください）
さらに、視覚障がい者用点字ブロックをふさがない、消火栓付近では実施しないなどの注意も必要です。

A5
活用する場所によって、道路構造や商業の状況、歩行者数、交通量など環境が異なります。このため、質を高める上での第一のポイントは、活用場所のまち並みの特性に合わせることです。
第二のポイントは、市民アンケート等で活用内容の評価を行うなど、改善を加えていくことです。
質を高めることは、多くの市民の賛同を得ることや、公共性の確保にもつながる非常に重要なことです。

A4
PRする内容は、交通規制やイベント等の内容だけでなく、活用目的、活用効果等も含めたものとするのが良いでしょう。
方法については、ニュース、新聞記事等マスコミへの情報提供や、ラジオCM、ポスター、チラシなどを使い、できるだけ広い範囲へ周知してください。交通規制に関しては、交通管理者に広報PR方法を相談してみるのも良いでしょう。また、運輸関係者には、個別に協議や届出が必要となる場合があります。

活用までの基本的な流れ

道路を使用する場合には、道路占用許可と道路使用許可の2つの許可が必要です。そして、公共性・公益性を持った団体であることも必要です。申請を行うには、商店街や町内会などの単位で行うか、もしくは実施委員会など団体を組織し、代表者をたてて団体名で行ってください。

手続きの基本的な流れについてご紹介します。

STEP 1

地域のため、
公共性の確保

構想を練る

- 活用構想
- 団体申請
- 企画立案



STEP 2

皆が納得・満足
するものとする
ために!

調整する

- 地元や関係団体との調整
- 企画書の完成
- 申請書類の作成



道路占用許可と道路使用許可

道路上に電柱を設置する場合など、道路に一定の施設を設置し、継続して道路を利用することを「道路占用」といいます。道路占用をするためには、道路管理者による許可を受けなければなりません。

また、道路上での一部の行為については、道路交通法の規定による所轄警察署長から「道路使用許可」を受けする必要があります。「道路使用許可」を受けると、道路に広告板などの工作物を設置したりするものがあります。

詳しくは48ページをご覧ください。

STEP 4

安全、危機管理は
しっかりと！

準備・活用する

- ・ 準備・広報PR
- ・ 活用！
- ・ 活用後の対応



STEP 3

関係機関と
十分な協議を！

申請する

- ・ 事前協議
- ・ 申請書類の提出
- ・ 許可証の受領



注意！

このフローは、構想から企画・調整・申請・実施までの基本的な流れを図示したもので全ての活用がこの通りではありません。企画内容によってはこの流れと異なりますので、不明な場合は関係機関にご相談を。

- ・ 提出書類一覧
- ・ 申請書
- ・ 実施計画書
- ・ 警備員配置図
- ・ 設置物の図面
- ・ スケジュール
- ・ 連絡体制図
- ・ 交通安全対策図

活用までの手続き例／都心でのオープンカフェ

ここでは、道路活用の具体例として、「商店街による歩道の一部を使ったオープンカフェ実施」の手続きを紹介します。実際の活用の場合、その場所や時期等によって大きく変わることがあります。ご不明な場合は関係機関に相談してください。

STEP1 構想を練る

・活用構想
「まちににぎわいを！」

・団体による申請が原則
「関係機関とよく相談を！」

・企画立案
「公共性の確保！」

・この本を読んで「歩道でオープンカフェをやってみよう！」と思いたちます。オープンカフェは街ににぎわいや活力を生み出し、市民生活を豊かにするといった公共的な側面ももっていますが、同時に商業活動の側面ももっています。あくまで公共的効果があることが重要です。

・個人による活用は公益性の観点から認められていません。申請を行うには、商店街や町内会、NPOなどの単位で行うかもしくは実施委員会など団体を組織し、代表者をたてて団体名で行ってください。また申請の際には中央区長名（もしくは連名）で行うこともありますので、市役所や中央区役所など関係機関にも相談してください。

・活用の企画だけではなく、会場の安全管理計画（歩道の幅員確保といった安全確保、万が一のための損害保険の加入など）、食品衛生（許可の有無、取扱商品等）、PR計画、地元説明のスケジュール、収支計画などを具体的に考える必要があります。また、駐輪が多い場所であれば、その整理や移動などの対応策も必要です。このほか、デザインについても、沿道のまち並みに合わせたものを考える必要があります。

STEP2 調整する

・地元や関係団体との調整
「十分な話し合いを！」

・企画書の完成
「できる限り皆が納得するかたちで！」

・申請書類の作成
「安全対策図など忘れないで！」

・オープンカフェは、近隣の飲食店の営業だけでなく、予期せぬ影響を与える可能性がありますので、沿道の商店街や町内会に対して説明するなど、十分な調整を行ってください。

・調整の結果を十分に企画に反映させましょう。

・調整が済み、企画書が完成しましたら、道路占用許可申請書と道路使用許可申請書、その他添付書類（下記参照）を作成しましょう。
（なお、オープンカフェを大規模に展開する時は、申請は区長名もしくは連名で行う場合もあります。）

提出書類一覧

- ・申請書
- ・実施計画書
- ・警備員配置図
- ・設置物の図面（設置物の色・形状）
- ・スケジュール
- ・連絡体制図
- ・交通安全対策図
- ・収支計画書

STEP4 準備・活用する

・活用後の対応
「清掃など原状回復を！」

・活用！
「安全第一！」

・準備、広報PR
「万全な準備を！」

・活用で得た収益（経費を超えた分）については、寄付など公共・公益的に還元するようにしてください。また、その際、収支報告書を作成し、収益の透明性を確保することも必要です。
・活用後は道路の現状回復を行ってください。

・活用の際には、公共空間の利用のマナーとして常に歩道の清掃なども行いましょう。また、活用中は常に歩行者の安全に配慮してください。さらに、活用時間外には、歩道に設置した椅子やテーブルを店内に収納したり、残ったゴミを拾うなど、日々の管理をしっかりと行ってください。
・万一、苦情やクレームがあった場合は、誠意を持って対応し、今後のためにも改善策を検討しましょう。

・チラシやポスターのほかTVや新聞を活用するなど、できる限りあらゆる媒体でPRに努めましょう。看板の掲出は遅くとも一週間前から必要です。
・イス、テーブル等は景観に配慮しつつ、簡単に移動、撤去できるものとしてください。
・保険に加入するとともに、万が一のときの救護体制と連絡体制を整えましょう。

STEP3 申請する

・事前協議
「早めに協議しましょう！」

・申請書類の提出
「活用の意義、効果を明確に！」

・許可証の受領
「さあ具体的な準備を！」

・道路管理者（中央区土木部維持管理課）及び交通管理者（中央警察署交通第一課）との事前協議を行います。企画の見直し、関係機関・団体との再調整、書類の修正が必要となることもあり、かなりの期間を要することもあります。十分な余裕を持って協議に臨んでください。
（なお、国道の場合、道路管理者は北海道開発局札幌開発建設部になります）
・ここで最も大事なものは、公共性の確保と地域のためになる事業であることを明確に示すことです。また、活用の際の安全性の確保も重要です。一部の人の利益を目的にした活用や、歩道を歩く市民のさまたげとなるような活用は認められません。

・事前協議が終わりましたら、道路管理者に使用申請・占用申請の両方の書類を提出します。使用料・占用料分の収入印紙が必要です。

・申請書の提出から許可までおおむね2週間程度となっています。

・占用許可証は道路管理者、使用許可証は交通管理者から発行されます。